

福生市教育振興基本計画を策定しました

平成22年度から平成31年度までの福生市教育委員会の長期計画を策定し、教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施します。概要版を掲載しましたので、ご覧下さい。なお、詳しい内容は、福生市ホームページ及び市内各図書館、市役所情報コーナーでご覧になれます。

策定の目的

この教育振興基本計画は、平成16年4月から策定し、毎年見直しを行っている「福生市教育推進プラン」(II)教育委員会内の各課の事業計画書の上位計画に位置づけられた長期計画として、今後、福生市が教育目標と基本方針に沿って、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、取り組むべき施策についての基本的な方針とすることを目的に策定する。

目標期間等

目標の期間は平成22年度から平成26年度までの前期5年間と、平成27年度から平成31年度までの後期5年間の10年間とする。なお、平成26年度に前期5年間の取組を検証し、後期5年間に向けて、計画の見直しを行う。

福生市教育委員会の教育目標

福生市教育委員会は、「希望に満ちた明るくひとへりを實現するため、今後10年間の目指すべき教育の姿として次の目標を掲げる。

- 子どもたちの「確かな学力」、「豊かな人間性」及び「健康・体力」を基礎とする「生きる力」^{*1}を、くくみ、人間性豊かに成長することを願う。

- ・人権尊重の精神を基調として思いやりと規範意識のある人間
- ・公共の精神を尊び、社会・地域の一員として貢献しようとする人間
- ・個性と創造力豊かな人間
- ・伝統と文化を尊重し、郷土を愛するとともに国際社会の信頼と尊敬を得る人間

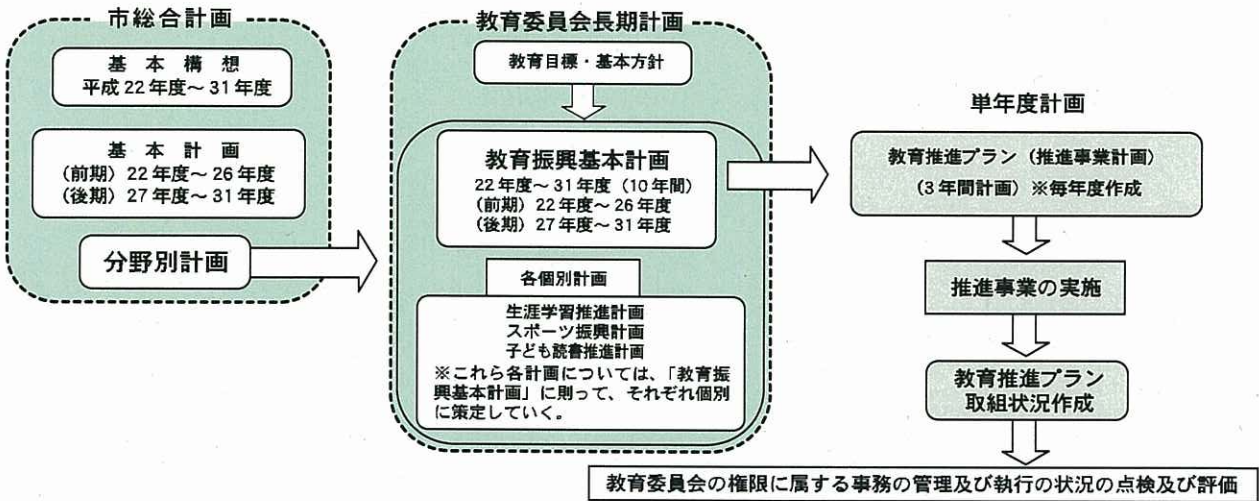
- 市民のだけれども、あらゆる機会、あらゆる場所で学び続けることのできる社会の實現を図るため、生涯学習を振興する。

- 教育は、学校・家庭・地域の三者が互いに連携・協力し、責任を果たしてこそ、その成果があるものとの認識に立って、市民が主体的に参加する地域全体での教育の向上に取り組む社会を目指す。

教育目標を達成するための基本方針

- 【基本方針1】 子どもたちの「生きる力」の育成
- 【基本方針2】 信頼される学校づくりの推進
- 【基本方針3】 生涯学習社会の推進
- 【基本方針4】 地域の教育力の向上

計画の位置付け



推進事業の内容

【基本方針1】子どもたちの「生きる力」の育成
 推進事業1 豊かな心と健やかな体をはぐくむ教育の推進

- 人権教育の充実
- 道徳教育の改善・充実
- 教育相談体制の整備・充実
- 「いじめ問題」に対する指導の徹底
- 不登校問題への取組
- 体力向上と健康教育の推進
- 食育の推進

- 基礎的・基本的な知識と技能の確実な定着を図る指導の工夫
- 個性を活かす学習指導の展開
- 自ら学び自ら考える力の育成
- 社会の進展に対応できる教育の推進
- 特別支援教育の改善・充実
- 社会的自立や国際性を備えた人間育成
- 国際理解教育の充実
- 体験活動やキャリア教育の推進
- 社会貢献の態度をはぐくむ教育の推進
- 環境教育の推進
- 日本の伝統・文化に対する理解と豊かな情操をはぐくむ教育の推進

【基本方針2】信頼される学校づくりの推進
 推進事業1 地域に根付いた開かれた学校づくりの推進

- 開かれた学校経営の推進
- 特色ある学校づくり
- 「学校支援地域本部事業」への取組
- 「教育管理職のリーダーシップの発揮と教員の資質向上
- 教職員研究・研修所の充実
- 推進事業3 教育環境の整備・充実
- 学校安全対策の充実
- 安全で衛生的な学校施設の整備
- 学習環境の整備・充実

【基本方針3】生涯学習社会の推進
 推進事業1 あらゆる機会・場所で自ら学び、社会参加と健康づくりができる環境の整備・充実

- 多様な学習課題に対応できる学習環境の整備・充実と活用
- 芸術文化活動の推進と文化遺産の保存・活用
- 市民の健康増進支援と生涯学習スポーツの振興
- 推進事業2 連携・協力のコーディネートによる育成
- 生涯学習・社会教育を支える人材づくり

- 青少年の健全育成
- 放課後児童対策の充実
- 推進事業2 学社連携・融合の促進
- 学社連携・融合事業への積極的な取組
- 学校教育への支援の充実
- 推進事業3 家庭の教育力の向上
- 家庭教育に対する支援の促進
- 保護者等に対する教育相談体制の充実

【基本方針4】地域の教育力の向上
 推進事業1 もの成長をはぐくむ仕組みづくり

- *1 「生きる力」 II 自分で課題を見つけ、自ら考え、行動し問題解決をする能力と、自らを律し他人を思いやる豊かな人間性と、たくましく生きるための健康や体力があること。(第16期中央教育審議会答申より)
- *2 「地域の教育力」 II 異年齢の大人や友人と交流することで、生産・消費・文化及び日常生活習慣を体得すること。(東京都生涯学習審議会答申より)
- *3 「学社連携・融合」 II 地域全体で子どもをくくることができるよう、学校と家庭・地域等(社会教育)が協力的体制を深め、地域全体の教育力向上に取り組むための活動形態をいう。(当市学校地域支援本部検討会より)